

第4回北斗市農業委員会総会議事録

令和7年6月25日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和7年6月25日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 3階 会議室					
委員の出欠状況 (出席 18名) (欠席 0名)	1 番	佐々木 勝 利	出 席	1 0 番	畠 中 学	出 席
	2 番	高 田 美 穂	出 席	1 1 番	加 藤 隆	出 席
	3 番	佐々木 敬 子	出 席	1 2 番	山 本 正 人	出 席
	4 番	落 合 修	出 席	1 3 番	齊 藤 哲 也	出 席
	5 番	白 石 奈津美	出 席	1 4 番	高 橋 陽 一	出 席
	6 番	谷 口 美由紀	出 席	1 5 番	井 坂 あずみ	出 席
	7 番	岡 田 浩 幸	出 席	1 6 番	中 川 明	出 席
	8 番	岡 村 栄 士	出 席	1 7 番	畠 山 恵 子	出 席
	9 番	安 田 秀 幸	出 席	1 8 番	澤 田 亨	出 席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 野 田 広 樹 係 長 大 森 千 里 主 事 東 條 新					

会長提出議案	報告第 1 号 土地の現況証明書（専決事項）の交付について 報告第 2 号 農地法第 3 条の規定による届出について 報告第 3 号 農地法第 3 条許可書の取り下げについて 報告第 4 号 農地改良に係る届出について 議案第 1 号 土地の現況証明書の交付について 議案第 2 号 北斗農業振興地域整備計画の変更に関する意見の聴取について 議案第 3 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（所有権移転）について 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について 議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）について 議案第 7 号 農地移動適正化あっせんの申出について 議案第 8 号 土地の現況証明調査委員の指名について 議案第 9 号 北斗市農山村滞在型余暇活動機能整備計画書（市町村計画）（案）への意見の聴取について
委員提出議案等の標題	

第4回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和7年6月25日 午後1時30分

- | | | |
|-------|---|---------|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 日程第2 | 会期の決定について | |
| 日程第3 | 土地の現況証明書（専決事項）の交付について | （報告第1号） |
| 日程第4 | 農地法第3条の規定による届出について | （報告第2号） |
| 日程第5 | 農地法第3条許可書の取り下げについて | （報告第3号） |
| 日程第6 | 農地改良に係る届出について | （報告第4号） |
| 日程第7 | 土地の現況証明書の交付について | （議案第1号） |
| 日程第8 | 北斗農業振興地域整備計画の変更に関する意見の聴取について | （議案第2号） |
| 日程第9 | 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について | （議案第3号） |
| 日程第10 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（所有権移転）について | （議案第4号） |
| 日程第11 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について | （議案第5号） |
| 日程第12 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）について | （議案第6号） |
| 日程第13 | 農地移動適正化あっせんの申出について | （議案第7号） |
| 日程第14 | 土地の現況証明調査委員の指名について | （議案第8号） |
| 日程第15 | 北斗市農山村滞在型余暇活動機能整備計画書（市町村計画）（案）への意見の聴取について | （議案第9号） |

第4回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和7年6月25日

番号	番号 報告・議案	件名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第1号	土地の現況証明書（専決事項）の交付について	会長	報告済	1件
2	報告第2号	農地法第3条の規定による届出について	会長	報告済	4件
3	報告第3号	農地法第3条許可書の取り下げについて	会長	報告済	1件
4	報告第4号	農地改良に係る届出について	会長	報告済	1件
5	議案第1号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	3件
6	議案第2号	北斗農業振興地域整備計画の変更に関する意見の聴取について	会長	決定	1件
7	議案第3号	農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について	会長	決定	5件
8	議案第4号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（所有権移転）について	会長	決定	1件
9	議案第5号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について	会長	決定	5件
10	議案第6号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）について	会長	決定	6件
11	議案第7号	農地移動適正化あっせんの申出について	会長	決定	1件
12	議案第8号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—
13	議案第9号	北斗市農山村滞在型余暇活動機能整備計画書（市町村計画）（案）への意見の聴取について	会長	決定	1件

第4回北斗市農業委員会総会

(午後 1時30分 開会)

(開会宣言) 澤田会長	総会にあたりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。 今日は、27度まで気温が上がるそうなので、急激な温度変化についていけないという感じもありますが、今日は皆さん上着を脱いで始めたいと思います。米に関しては、田植えも終わり、除草剤の散布等も行って順調に来ているかと思っております。ただ、6月に入ってから雨が少ないので、上磯ダムの方がどうなっているか、ちょっと気になるところです。野菜に関しましては、春物が終わり、ネギとトマトの出荷が始まっていると聞いております。値段の方も順調に推移していると聞いております。また、定植については、トマトもネギも終盤に来ていると思います。いきなりの暑さでハウストマトの管理が大変になっていると聞いております。また、中で作業されている方も大変だと思います。ここの来られている方は、経営者の方々なので、作業されている方の様子も注意して、水分補給や休憩等の管理していただければと思います。 本日の総会は、報告4件、議案8件並びに追加議案1件であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
事務局長	本日の委員の動向をお知らせいたします。 12番 山本 正人委員より遅延の申出がありました。 本日は、18名の委員全員が出席しております。 北斗市農業委員会会議規則第7条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事については澤田会長が進行いたします。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、早速、会議を始めさせていただきます。 本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。 直ちに日程に入ります。
日程第1 議長	日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。 議席番号5番 白石 奈津美 委員、議席番号6番 谷口 美由紀 委員の両名を指名いたします。
日程第2 議長	日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日と決定することに、御異議ありませんか。

議 長	(「異議なし」の声あり) 御異議なしと認め、本総会は本日 1 日と決定いたしました。
日程第 3 議 長	日程第 3 報告第 1 号「土地の現況証明書(専決事項)の交付について」を議題といたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長 事務局長	事務局長より説明があります。 ご説明いたします。 番号 1 につきましては、老人ホーム精華園より北西側の土地でございます。地目変更をするため、このたび、現況証明願いが出されたものでございます。願い出のあったこの土地は、平成 12 年 6 月 23 日付渡農務第 4－9 号で農地法第 4 条の許可(農家住宅)として許可されており、現況も農家住宅として使用されています。 これらの願い出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことをご報告するものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長 日程第 4 議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。 日程第 4 報告第 2 号「農地法第 3 条の規定による届出について」を議題といたします。 番号 1 から番号 4 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長 事務局長	事務局長より説明があります。 ご説明いたします。

事務局長	農地法第3条の3第1項の規定によりまして、農地又は採草放牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届け出る事となっております。 番号1につきましては、老人ホーム清華園より北西側の農地でございます。番号2につきましては、北斗市火葬場より東側の農地でございます。番号3につきましては、大野幼稚園より北東側及び南東側の農地でございます。番号3の一部の農地につきましては、この後の議案第1号（土地の現況証明書の交付）においてご審議いただく予定となっております。番号4につきましては、大野中学校より南側の農地でございます。 これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことをご報告するものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 （「異議なし」の声あり）
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第5 議 長	日程第5 報告第3号「農地法第3条許可書の取り下げについて」を議題といたします。 番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。 （事務局：朗読）
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 本件につきましては、令和6年2月総会において、経営移譲のため贈与による農地法第3条の許可を行なったものですが、その後、生前贈与に伴う相続時精算課税制度の選択する旨の届出を提出しなかったため、贈与税の課税対象となったものです。このため、双方合意の上、贈与を撤回し、農地法第3条の許可を取り下げするものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

佐々木 勝利 委員	(佐々木 勝利 委員：挙手)
事務局長	これは、生前贈与の関係ですか。 ご説明いたします。 経営移譲に伴う生前贈与という事で、税務署に対し申告が必要となるのですが、相続が発生した際に贈与税と相続税の清算を行なうものです。通常は、贈与を行なった時点で贈与税が発生するのですが、農地であるため、現所有者が亡くなる時点まで贈与税の納付を猶予してもらう制度となります。 本来は、経営移譲の時点で贈与税とするか相続時精算課税とするか選択し届出が必要ですが、それを行っていないため、通常の贈与税として納税通知が送られて来て、手続きをしていない事がわかったとの事です。それで、依頼した行政書士の方が手続漏れをしていたため、許可の取り下げを行ない処理しなければ贈与税として納付しなければならないため、一旦、許可の取り下げを行ない、再度、手続きを行なうため取り下げを行うものです。
落合 修 委員	(落合 修 委員：挙手)
事務局長	一旦、取り下げるとの事だが、それまでの間の贈与税は発生するのか。 細かい部分まで詳しくないのですが、贈与を取りやめることにより贈与税の対象とならない若しくは、減額するための手続として、今回の申出がなされております。
佐々木 勝利 委員	(佐々木 勝利 委員：挙手)
事務局長	いずれは、かかるの。 今の時点では、贈与が発生している状態なので、手続きを行い、すぐに納付しなくても良い方法にする事を行なっていると聞いています。 最終的には、経営移譲に伴う贈与のため、相続が発生した時点で贈与税並びに相続税について清算できるようにやり直す事になると思います。 (落合 修 委員：挙手)

落合 修 委員	実際に田畑の贈与で贈与税はどの位になるの。
事務局長	田畑だけの評価額では、それ程でも無いと思いますが、私どもで確認しない宅地等の他の物件があるかどうかによりますし、市街化農地があるかにもよるので、一概には言えないのですが、今回は、面積も大きかったので、正確に聞いていませんが 金額 の贈与税の納付書が届いたと聞いています。 贈与があると住民税等にも影響があるため、その人の所得がいくらあるかによっても税率が変わってきます。
落合 修 委員	このようなやり方もあるんだね。
事務局長	農業を継承してくために設けられている制度なので、後継者等に経営を譲る場合には、これらの方法も検討してどの方法が有利になるか確認した方が良いと思います。
落合 修 委員	わかりました。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は報告済みといたします。
日程第 6 議 長	日程第 6 報告第 4 号「農地改良に係る届出について」を議題といたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 本件につきましては、せせらぎ温泉より西側の農地でございまして、令和 7 年 5 月の農地相談において、相談のあった場所でございます。現在は、耕作していなかったため、荒れてきており、また、市街地に隣接し、遊休農地化していく懸念のある場所でしたが、所有者と相談の結果、耕作地に復元し営農を行ないたい旨の申出がありました。現況は、道路より低い土地のため、盛土及び表土を補充し、道路面と同程度までかさ上げをした上で耕作地に復元する計画でございます。この届け出は北斗市農業委員会農地改良等取扱要綱

事務局長	の改良基準を満たしていることから、届出者に対し受理通知書を交付しましたことをご報告するものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (落合 修 委員：挙手)
落合 修 委員	盛土は良いのだけど、他から土を持ってくるとの事で、シスト線虫とかが発生している等の場所では無いのか。
事務局長	ご説明いたします。 土の発生場所は、風力発電所の建設地で農地では無い場所から搬入すると聞いております。こちら細かい土壌診断等はできない事、周りに影響が出そうな農地が無いと考えております。 むしろ、農地相談にあったように市街地に近く遊休農地化する恐れがある場所が解消される状況であるため、耕作地に復元する事は良いかと考えております。
落合 修 委員	害虫とかについて、基準とかは無いのか。
事務局長	農業委員会の農地改良基準にそこまでの規定は無い状況です。状況によっては、農林課と協議しながら対応していく事になります。 農業委員会で判断できるのは、耕作できないような土、ガラ等が混じった建設残土等であれば、中止や指導ができます。
落合 修 委員	この、会社名という会社はどういう会社なの。
事務局長	土木工事業で所有者の親族にあたるそうです。また、自社で飲食店も経営しており、所有者と一緒に栽培し、野菜等は、この飲食店へ販売する予定で聞いております。 他にございませんか。 (高橋 陽一 委員：挙手)
高橋 陽一 委員	計画を見ますと、盛土高150cm、表土50cmとありますが、表土だけが土なのですか。全部土で盛土するのですか。

事務局長	ご説明いたします。 表土については、現状の畑にある土を一度寄せて、不足している分を他の場所から持って来たもので盛土し、最後に表土を戻す予定となっております。
高橋 陽一 委員	下に埋める土は、建設残土等ではないのか。また、その確認などはするのか。
事務局長	農地改良の途中経過は、確認は行っていきます。先程の説明のとおり、適さない土を搬入している場合は、中止または指導を行いません。
高橋 陽一 委員	わかりました。
落合 修 委員	地名から土を持ってきて採算が合うのか。 かなりの台数を持ってくるとなると思うが。
事務局長	その点につきましては、採算が合うという面では、判断しにくいです。時間をかけて搬入するとの事なので、採算面については、判断できないです。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は報告済みといたします。
日程第 7 議 長	日程第 7 議案第 1 号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。 番号 1 から番号 3 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、 安田 秀幸 委員より報告をお願いいたします。
安田 秀幸 委員	(安田 秀幸 委員：報告)
議 長	報告が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)

議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 8 議 長	日程第 8 議案第 2 号「北斗農業振興地域整備計画の変更に関する意見の聴取について」を議題といたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 この北斗農業振興地域整備計画とは、現況農用地について地域、地区ごとに農用地区域の設定方針を示した農用地利用計画や農業生産基盤の整備及び開発の方向を示した農業生産基盤の整備開発計画など 8 つの計画で構成されており、市がこの農業振興地域整備計画を変更しようとするときは農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により農業委員会の意見を聴かなければならないこととされていることから、本日、ご提案するものでございます。本件につきましては、当該農地が所有者から担い手へ貸借をされており、今後も耕作を行なう意思があり、今後の売却について、意向確認を行った結果、双方とも売買の意向が確認できたところであります。担い手が一体として耕作を行なっている農地であることから、守るべき農地として、農振農用地区域へ編入するための計画変更でございます。
議 長	説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。 (落合 修 委員：挙手)
落合 修 委員	番号 1 の③の所在について、 地番 と 地番 が参考図面で場所がわからないのですが。
事務局長	ご説明いたします。 場所については、参考図面の 8 ページの箇所、白黒印刷のため、地番が見えにくくなってしまい申し訳ありません。 以降、見えにくい部分が無いように資料を作成いたします。
落合 修 委員	わかりました。

議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 9 議 長	日程第 9 議案第 3 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 番号 1 から番号 3 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の 6 カ月以内に行われていることが要件となっておりまして、解約合意と引き渡しが同日で行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。 番号 1 から番号 3 につきましては、追分 6 丁目・おしま菌床きのこセンターより西側及び北西側の農地でございまして、事業名整備事業に供するため、貸主の都合により解約となっております。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	次の番号 4 の案件につきましては、 13 番 齊藤 哲也 委員が北斗市農業委員会会議規則第 25 条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 (斎藤 哲也 委員：退席)
議 長	それでは、番号 4 を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)

議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号4につきましては、老人ホームつれづれの郷より南東側の農地でございます、貸主が第三者へ賃貸借を行なうため、貸主の都合により解約となっております。この後の議案第5号（農用地利用集積等促進計画の要請・賃貸借）において、ご審議いただく予定となっております。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 （「異議なし」の声あり）
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 （斎藤 哲也 委員：復席）
議 長	次の番号5の案件につきましては、 5番 白石 奈津美 委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 （白石 奈津美 委員：退席）
議 長	それでは、番号5を上程いたします。 事務局に朗読させます。 （事務局：朗読）
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号5につきましては、老人ホームつれづれの郷より南西側の農地でございます、借主が規模縮小のため、借主の都合により解約となっております。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。

議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	(佐々木 勝利 委員：挙手)
佐々木 勝利 委員	この場所は、あの状態のまま土地を返すのですか。
事務局長	ご説明いたします。 この土地は、ヤギを放牧して耕作する計画のあった場所です。 このままの状態で解約となりますが、委員会としてもこのままでは、遊休農地に戻ってしまうため、耕作者を探しまして、今月の案件ではありませんが、開墾した上で耕作を行なっていただく方がおりましたので、来月に使用貸借の議案として上程する予定です。
佐々木 勝利 委員	わかりました。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
	(白石 奈津美 委員：復席)
日程第 10 議 長	日程第 10 議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（所有権移転借）について」を議題といたします。 この番号 1 の案件につきましては、 14 番 高橋 陽一 委員が北斗市農業委員会会議規則第 25 条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。
	(高橋 陽一 委員：退席)
議 長	それでは、番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります
事務局長	ご説明いたします。

事務局長	本件につきましては、北海道新幹線中野変電所より東側の農地でございまして、令和2年11月より旧農地保有合理化事業の貸付タイプを活用し、賃貸借で耕作を行っている農地を北海道農業公社より取得するものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (落合 修 委員：挙手)
落合 修 委員	清川地区は、今までの価格でいけば、反当たり 金額 位で売買されているのが一般的だが、ちょっと高いような気がするが
事務局	お答えいたします。 この価格は、農業公社が購入した金額で買い戻しとなっており、当時の価格です。
落合 修 委員	それで、この価格なのですね。
事務局	そのとおりでございます。
落合 修 委員	わかりました。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。 (高橋 陽一 委員：復席)
日程第10 議 長	日程第10 議案第5号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について」を議題といたします。 番号1から番号3までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。

事務局長	ご説明いたします。 番号１につきましては、議案第３号の番号４（合意解約の通知）でご審議いただいた案件です。老人ホームつれづれの郷より南東側の農地でございます、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ５年の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号２につきましては、ふじの学園より南側の農地でございます、労働力不足のため、令和５年４月より近隣で耕作を行なっている、新規就農した経営規模拡大を図ろうとする方へ５年の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号３につきましては、文月・山の神神社より東側の農地でございます、村内地区ほ場整備事業に伴い担い手とされた農業者が労働力不足のため、ほ場整備事業の担い手を辞退したことにより、近隣で耕作を行なっている、経営規模拡大を図ろうとする方へ利用権の変更を行い、改めて１５年の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 （「異議なし」の声あり）
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第１１ 議 長	日程第１１ 議案第６号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）について」を議題といたします。 番号１から番号２までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 （事務局：朗読）
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号１につきましては、老人ホームつれづれの郷より南側の農地でございます、労働力不足のため、近隣で耕作を行なっている、経営規模拡大を図ろうとする方へ５年の期間を設定し、使用貸借を行なうものでございます。番号２につきましては、湯の沢水辺公園より南東側の農地でございます、労働力不足のため、近隣で耕作を行なっている、経営規模拡大を図ろうとする方へ５年の期間を設

事務局長	定し、使用貸借を行なうものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 （「異議なし」の声あり）
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	次の番号３の案件につきましては、 ５番 白石 奈津美 委員が北斗市農業委員会会議規則第２５条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 （白石 奈津美 委員：退席）
議 長	それでは、番号３を上程いたします。 事務局に朗読させます。 （事務局：朗読）
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号３につきましては、レストラン菜花館より北側の農地でございまして、労働力不足のため、近隣で耕作を行なっている、経営規模拡大を図ろうとする方へ５年の期間を設定し、使用貸借を行なうものでございます。なお、備考欄に新規と記載しておりますが、今年の４月から農業公社を介した契約となるため、こちらは、継続案件となります。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 （「異議なし」の声あり）
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 （白石 奈津美 委員：復席）

日程第 1 3 議 長	日程第 1 3 議案第 7 号「農地移動適正化あっせんの申出について」 を議題といたします。
	番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	朗読が終わりましたので、あっせん委員を指名いたします。 番号 1 号につきましては、議席番号 1 番 佐々木 勝利 委員、 議席番号 1 5 番 井坂 あずみ 委員を指名することに、ご異議あ りませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 あっせん委員に指名された方は、よろしくお願いいたします。
日程第 1 4 議 長	日程第 1 4 議案第 8 号「土地の現況証明調査委員の指名について」 を議題といたします。
	事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。 議席番号 8 番 岡村 栄士 委員、議席番号 1 0 番 畠中 学 委員、議席番号 1 5 番 井坂 あずみ 委員の、以上 3 名を指名 することに御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 調査委員に指名された方は、よろしくお願いいたします。
日程第 1 5 議 長	【追加議案】
	日程第 1 5 議案第 9 号「北斗市農山村滞在型余暇活動機能整備 計画書（市町村計画）（案）への意見の聴 取について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。

	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 本件につきまして、通称：グリーンツーリズム計画と呼ばれております。農業振興地域の大部分は、市街化調整区域で原則、建物等の建築ができない地域となっております。これらの定めがない場合は、原則、都市計画部局と建築等の協議すら行えない事となっております。この度、上程いたしました計画は、既に設定されているエリアを拡大する事により農業者の所得向上に資する取り組みを後押し、市街化調整区域の中で事業等の実施協議を進められるようにするものであります。 この計画を定めることで、農業者が今後の農業の発展に期待される施設、例として農産物直売所や農家レストランなどの建築が可能となるものであります。詳細につきましては、農林課五十嵐より説明をさせていただきます。五十嵐係長よろしく願いいたします。
農林課 五十嵐係長	ご説明させていただきます。 当課で所管しております、農山村滞在型余暇活動機能整備計画書につきまして、先月の会議の中で修正の方向性などについて、あらかじめお知らせさせて頂いたところですが、今回につきましては、計画書本体とそれに付随する図面について資料として皆さまのお手元に配布しているところであります。 内容につきまして、図面を見ながら説明させていただきます。 図面の赤で色付けしている箇所が現行の計画区域で緑色に色付けしている部分が今回の追加予定の区域となっております。この計画につきまして、5つのエリアに分けて設定をしております。個別にそれぞれの整備地区区域図を作成しております。1枚目をご覧ください。右上にそれぞれの地区名を記載しております。 まず、文月・向野地区につきましては、今回は特に変更の予定はありません。続きまして、本町・村内・清川・中野・中野通・押上・大工川地区（北斗桜回廊エリア南部）につきましては、道道上磯峠下線沿いを現在エリア設定しておりますが、清川地区の農家の張り付き状況などを勘案し、中に入った道路沿いも追加する事により直売所等をやりたいという農家さんがいた場合、農業分野としてスムーズに対応できるよう追加したところです。 次に桜回廊エリア北部にあたる地区ですが、今回は特に変更の予定はありません。続きまして、開発・東前・萩野・一本木・千代田・清水川・追分地区（農村交流エリア）として設定してるところですが、この地区につきましては、大きくエリアを追加していますが、今回、開発・追分地区及び一部東前の地区を追加したところで

農林課 五十嵐係長	す。この地区についても認定農業者の張り付きが多い部分を追加することによって、農家さんから農業所得の向上を図りたい等の相談があった場合、スムーズに対応できるよう追加したところです。 続きまして、新函館北斗駅散策エリアにつきましては、以前は、八軒家通と道道七飯大野線沿いを設定しておりますが、新函館北斗駅より北部及び八軒家通と七飯大野線の指定していなかった部分を延長する形で追加し、開発一体で繋がるように追加したところです。続きまして、三ツ石地区（トラピスト修道院エリア）にあたる地区ですが、今回は特に変更の予定はありません。 非常に雑駁ではありますが、この対象エリアの拡大をする事により、計画書本体の赤字で記載している部分を修正しております。 この計画書の変更について、農業委員会の皆さまからご意見をいただき、承認されましたら、今後の予定としまして、パブリックコメントを実施し、令和3年の改正令和7年改訂として策定できればと考えております。わたくしからは、以上でございます。
事務局長	説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 （落合 修 委員：挙手）
落合 修 委員	土地の利用の範囲は、道路から50mとなっているが、昔から50mですか。
農林課 五十嵐係長	以前の計画から50mの範囲で設定しています。概ね50mとし、土地の形状や状況によって農家さんと協議して利用できるようにしていきたいと考えている。 （岡村 栄士 委員：挙手）
岡村 栄士 委員	この計画で、市街化調整区域に外国人労働者の宿舍等を建築する事は可能となるのか。
農林課 五十嵐係長	外国人労働者等が居住する建物は、あくまでも建物用途が社宅や宿舍となるため、この計画のいう農家さんの直接的な所得向上となる直売所等とは、異なるものとなるので、建築はできない。 宿舍等は、都市計画法の規制となるためです。 グリーンツーリズムのエリアに設定することによって、都市計画法の建物建設を進めることができる条項に適合させることができるのですが、都市計画法の中で外国人労働者の宿舍等は、グリ

農林課 五十嵐係長	ーンツーリズム計画の中には入っていない状況です。よって、グリーンツーリズム地域に入っているにもかかわらず建設できない状況です。
岡村 栄士 委員	今後、技能実習生の宿舎については、進めていけるのか。
農林課 五十嵐係長	技能実習生の宿舎に関しては、都市計画部局との調整が図れない内容となりますので、できないとの回答になります。
岡村 栄士 委員	進められないとのことですね。
農林課 五十嵐係長	その点につきましては、農林課、農業委員会としても何か方策が無いかを都市計画部局に要望して行くつもりです。
事務局長	補足ですが、今、話題に出ている外国人技能実習生の宿舎については、グリーンツーリズム計画の中では盛り込めない内容で、建築の可否については、都市計画法の規定によるものです。現状では、都市計画法の規定が変わらないと建築できない状況にあります。今後、そのような需要・要望が多く出ている事も承知しておりますので、要望はしていきたいと思います。また、事例として、北海道ではまだ1件しか認められておらず、それも畜産業で市街地から相当距離が離れており、通いで行う事が不可能に近いという状況の場所について認められております。 これも、市の都市計画の判断で許可ができず、北海道都市計画審議会で許可されるもので、北海道知事許可の案件となります。
岡村 栄士 委員	いま、農家の方で規模拡大をしている方は、農地だけでなく宅地や空き家も一緒に買って欲しいと要望される。また、規模拡大をするという事は、労働力も必要となります。空き家が無駄にしながら外国人を雇っている方もいますので、早急に考えてもらいたいと思います。いま、インドネシアだけで、実習生と特定技能者41人とベトナムもいるので、もう50人位入ってきているのですよね。結局、市街化区域じゃないと住まわせられないという事で人は居るけど頼めないという状況になっています。規模拡大においても、その辺を対応していたかないと規模拡大ができない状況です。
農林課 五十嵐係長	空き家の活用状況を考えると、個人的には非常に良い方法と思いますが、市役所の内部でも環境部局・都市計画部局・農林部局で空き家の活用について過去に話し合いをした事があるのですが、都市計画法が一番のネックとなっております。

